

虐待を受けた児童に対する心のケアの実施状況等に関する研究

—行政機関の対応のあり方の検討—

尾崎 俊雄

(三重大学)

<要 旨>

我が国における児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加し、死亡事例も相次いでいる。児童虐待は、子どもの心身の発達に重大な影響を与えるものであり、国の宝である子どもの健全な発達のためには、虐待を受けた子どもの心のケアを適切かつ十分に行っていくことが必要不可欠である。

本研究は、精神保健を含めた地域保健の専門機関である「保健所」における子どもの心のケアの対応状況等について、都道府県の母子保健担当者にヒアリング調査を行うとともに、被虐待児が多く入所している「児童養護施設」における心のケアの実施状況等について、都道府県の児童虐待担当者に聞き取り調査等を行った。その結果、予算上の制約や人材確保が難しいといった理由から、保健所において被虐待児への心のケアに積極的に取り組んでいる都道府県は少ないこと、また、多くの児童養護施設では、入所する子ども（被虐待児）の心のケアのために、心理療法担当職員等の配置を進めているが、これら専門職員の具体的な支援・援助方法については把握しておらず、他の専門機関との連携も十分行われていない状況にあることが判明した。

このように、被虐待児の心のケアは、まだまだ十分といえないことが再確認できたところであり、今後、母子保健・児童福祉を担当する地方自治体において、予算や人材の確保に一層の力を入れるとともに、関係機関・施設間の連携の強化が必要であると考えられる。

<キーワード>

児童虐待、保健所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、心のケア

【はじめに】

我が国における児童相談所への児童虐待相談対応件数は年々増加し、死亡事例も相次いでおり、児童虐待への対応の充実は、我が国の行政施策の中でも最重要課題の一つとなっている状況にある。

児童虐待対策としては、これまで「発生予防」、「早期発見・早期対応」、「保護・支援」を三本柱として、国（厚生労働省）、地方自治体、児童相談所、保健所、警察機関等の関係機関が連携して対応していくこととなっている。このうち、「早期発見・早期対応」については、児童

相談所の職員の充実、警察機関をはじめとする関係機関との連携強化等により、その充実が図られてきているほか、「虐待予防」についても、生後4ヶ月までの全戸訪問、親の孤立化を防止するための子育て支援策など、さまざまな施策が講じられている。また、「保護・支援」のうち、児童養護施設への入所等については、全国的に被虐待児が入所できる施設の整備が進められており、里親委託を含めてその充実が図られている。しかしながら、この「保護・支援」の中でも、特に被虐待児への「心のケア」につ

いては、これまでも様々な施策は講じられているものの、まだまだ十分とは言えない状況となっている。

被虐待児に対する心のケア対策としては、現在、情緒障害児短期治療施設の整備や、児童養護施設への心理療法担当職員の配置等の措置が講じられているほか、児童相談所における心理相談、保健所におけるこどもの心の相談事業等も行われているが、被虐待児のうち、心のケアが必要な児童全員には十分手が回っていないほか、これらの関係機関の連携も十分とはいえないとの指摘が現場から強く出されているところである。

被虐待児は、本来最も愛されるはずの家族から虐待を受けて心に深い傷を負っており、この将来ある児童の健全な発達のためには、心のケアを適切かつ十分に行っていくことが極めて重要である。この被虐待児の心のケアの充実のためには、国(厚生労働省)もさることながら、児童福祉の現場を所管する都道府県(政令指定都市を含む)の役割が極めて重要であり、都道府県が先頭に立って、これまでの施策にこだわらず、もう一步踏み込んだより積極的な対策を講じていく必要があるのではないかと考え、その現状と課題・問題点、そして今後のあり方を明らかにすべく、本研究を着想した。

【研究の目的】

本研究は、被虐待児の心のケアという(ある意味で)古くて新しい重要課題について、従来のような、「児童虐待=児童相談所や児童養護施設」ということでなく、母子保健・児童福祉を所管する都道府県(政令市を含む)の担当課室の立場で、この問題に関する現状、課題・問

題点と今後の都道府県(本庁担当課)としてのあるべき方向を明らかにすることを目的としている。

具体的には、以下の事項について整理するものである。

(1)「心のケア」は、本来「保健所」が担うべき役割であることを踏まえ、現在の保健所におけるこども(特に被虐待児)の心のケアについての取組の現状、課題・問題点、今後のあり方について明らかにする。

(2)被虐待児が入所する児童養護施設における入所児童への心のケアの現状、課題・問題点、今後のあり方について明らかにする。

(3)児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、保健所、児童相談所、児童精神科医療機関等との連携の状況について明らかにする。

(4)被虐待児の心のケアの専門施設とされる「情緒障害児短期治療施設」が未整備の都道府県が多くあるが、その整備が進んでいない理由を明らかにする。

(5)被虐待児の心のケアに関する先進的な取組事例を明らかにし、他の都道府県の参考とする。

これまで、児童相談所や保健所の職員に対するアンケート調査や聞き取り調査はあったが、都道府県の担当者に対するアンケートはそれほど行われているわけではない。児童虐待対策には、マンパワー(人材確保)と予算の手当が車の両輪であり、これらの措置を検討し、実行に移すのは、都道府県の担当者である。本研究における都道府県の担当者へのアンケート調査等を通じて、担当者の方々に、現状や心のケアの重要性について再度認識してもらい、今後の新たな施策の展開につなげてもらうことも、

本研究の目的の一つであると考えている。

【研究方法】

本研究は、全都道府県の母子保健担当者に対するアンケート調査と、児童養護施設に入所する被虐待児の心のケアに取り組む5つの県(政令指定都市を含む)の児童虐待担当者に対する聞き取り調査等によりまとめたものである。

具体的には、

(1) 都道府県(本庁担当課)の母子保健担当者に対し、こどもの心のケア相談事業の実施状況、②被虐待児に対する心のケアに関する事業の実施状況、③保健所(母子保健サイド)と児童養護施設等との連携状況、④課題や今後の取組方針等について、アンケート調査を行った。

(47都道府県中25都道府県から回答あり。回答率は約54%)

(2) 児童養護施設への心理療法担当職員等の積極的な配置など、児童養護施設に入所する被虐待児の心のケアに積極的に取り組んでいる自治体を含め5つの県及び政令指定都市の児童虐待の担当者に対し、①児童養護施設に入所する児童(被虐待児)に対する心のケアの実施状況や先進事例の紹介、②保健所、情緒障害児短期治療施設等の専門機関と、児童養護施設との連携状況、③情緒障害児短期治療施設が整備されていない県について、整備が進んでいない理由、④被虐待児の心のケア対策を推進していく上での課題・問題点、⑤今後の取組方針等について聞き取り調査を行った。

【結果】

上記アンケート調査及び聞き取り調査を分

析した結果、以下のことが明らかになった。

1. 都道府県(本庁担当課)の母子保健担当者に対するアンケート調査

① 保健所における子どもの心の問題についての支援・対応状況

保健所において、子どもの心の相談事業を実施している都道府県は、13都道府県(52%)にすぎず、子どもの心の相談事業が、必ずしも全国的に広く行われているとは言い難い状況となっている。また、子どもの心の相談事業を実施している都道府県においても、専門職(臨床心理士、精神科医等)による相談日数は、月1~2回が多く、いつでも気軽に相談できる体制とはなっていない状況である。

また、子どもの心の相談事業における相談内容のうち、児童虐待に関する内容は、10~20%程度にとどまっており、被虐待児を多く受け入れている児童養護施設の職員からの相談はほとんどない状況となっている。

さらに、一部の保健所では、子どもの心の相談事業の他に、「育児不安が強い親や虐待のある親子を対象とした教室の開催」や、「子どもの心の問題についての相談会(保育所・学校等からの相談を受けて精神科医がコンサルテーションを行うもの)」等が開催されているものの、ほとんどの都道府県では、子どもの心の相談事業以外の事業は行われていない状況となっている。このように、保健所において被虐待児への心のケアに積極的に取り組んでいる都道府県は少ないことが判明したところである。

図1 子どもの心の相談事業の実施状況

実施している	実施していない
13 都道府県 (52%)	12 都道府県 (48%)

図2 1月当たりの相談日数

相談日数	都道府県数 (%)
月4回以上	0 (0%)
月1~2回程度	10 (77%)
随時相談可能	0 (0%)
不明	3 (23%)

図3 子どもの心の相談事業における児童養護施設からの相談状況

相談状況	都道府県数 (%)
相談がよくある	0 (%)
相談がたまにある	3 (23%)
相談はない又は不明	10 (76%)

図4 子どもの心の相談事業における児童虐待に関する相談の割合

相談の割合	都道府県数 (%)
30%以上	0 (0%)
10~20%程度	6 (46%)
10%未満	0 (0%)
不明	7 (53%)

(注)子どもの心の相談事業における児童虐待に関する主な相談事例は以下のとおり。

- ・ 学校からの連絡により、落ち着きがなく、子どもの行動が気になるので、保健所の親子教室に参加させてほしい。
- ・ 母親から、「子どもが言うことを聞かない、暴力的である」との相談を受けたが、実際に相談を受けてみると、父親からの虐待があった。

② 保健所と児童養護施設等との連携状況

被虐待児の多くは、自宅での養育が困難な場合には、児童相談所の一時保護施設を除き、児

童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童精神科医療機関に入所・入院している場合がほとんどと考えられる。

保健所は、精神保健を含めた地域保健の専門機関であり、心に傷を負っていてケアが必要な場合が多い被虐待児に対する様々な支援を、保健所においても行うことが適切であると考えられるが、現時点では、こうした被虐待児の心の支援に関し、保健所とこれら被虐待児の入所・入院施設との間での連携はほとんど行われていない状況となっている。

このように、保健所と被虐待児の入所・入院施設との間で連携が行われていない理由として、以下のような指摘があった。

【連携が行われていない理由】

- ・ 児童相談所による対応は保護者の心理的な抵抗感が大きいと、保健所による対応の方が保護者の理解を得られやすく、スムーズに介入できるとは思うが、「マンパワー」が不足しており、現在の人員体制での児童虐待への対応の充実は困難である。

- ・ 児童精神科医や心理職の人材が少なく、被虐待児への対応は、児童相談所及び精神保健福祉センターが分担して対応しているため、保健所で新たな対応を行うことは考えていない。

ただし、児童精神科医療機関との間では、児童虐待への市町村保健センター職員のスキルアップ等のための研修会やケース検討会を管内精神科の協力を得ながら行っている都道府県があった。また、現在は児童精神科医療機関との連携は行っていないが、今後検討したいと考えている都道府県も複数あった。

③ 保健所における被虐待児の心のケアに関

する課題・問題点と今後のあり方

保健所において、被虐待児の心のケアに関する事業をより積極的に進めていくことが望ましいと指摘する意見がいくつかの都道府県（5都道府県）から出されたが、ほとんどの都道府県では、様々な問題があり、現状の取組以上の対応を行っていくことは難しいと回答している。具体的な問題点や今後のあり方について、以下のような意見が出されている。

【課題・問題点】

① 現在の被虐待児に関する相談は、そもそも保健所へ相談されることは少なく、都道府県の機関としては、児童相談所が中心となって対応している。保健所では、心理職の配置もなく、県民に対し、被虐待児の心のケアに関することを広く周知しているわけでもないのが現状である。こうした状況の中で、心のケアの充実を図ることは難しく、保健所としては、現行の母子保健事業（未熟児訪問等）の中で、市町村保健センターや医療機関等と連携しつつ、虐待予防への取組の強化を図ることが適切であると考える。

② そもそも児童虐待に対する保健所の役割や位置づけが曖昧であり、保健所は、被虐待児の把握やケース管理の中心機関とはなっていない。こうした中で、保健所による被虐待児の心のケア等の事業化、予算化は難しいのが現状である。

③ 児童虐待の初期の対応は市町村で行われることとなっており、保健所は、直接被虐待児に関わることもが少なくなってきた。被虐待児の心のケアは、児童相談所において実施することとなっているはずであり、保健所の事業として取り組むことは難しい。

④ 保健所の母子保健担当の保健師は、各保健所当たり1～2名であり、臨床心理士もおらず、スーパーバイザーとしての精神科医も不足している。こうしたマンパワーのもとでは、児童虐待への対応の充実は難しい。

⑤ 被虐待児の心のケアを行う場合には、対応が難しく長期的なケアが必要となるため、支援する側のスキルアップとスーパーバイザーなどのバックアップ体制の整備が必要不可欠である。現状では、スキルアップやバックアップするためのマンパワー確保や予算確保が困難であり、現行以上の対応は難しい。

⑥ 被虐待児の心のケアを行うためには、児童相談所と保健所が連携して対応していくことが必要と考えるが、現在でも、児童相談所との連携が十分図られていないのが実情である。児童精神科医師の確保が難しい中で、子どもの心の問題を家族全体で捉え、総合的に支援して調整できる機関が必要と考えるが、現時点ではそうした機関がない。

⑦ 県の財政状況が厳しく、そもそも予算確保が難しい。

⑧ 本庁における母子保健担当課と児童虐待担当課が別であるため、虐待予防や子どもの心のケアにおける保健所の活用が十分できていない。

【今後のあり方】（推進的意見）

ア 被虐待児の保護者の抵抗感なく親子の心のケアを実施しやすいのは、児童相談所よりも、保健所ではないかと考える。児童虐待の予防や心のケアについて、保健所を活用した事業の構成や予算の確保を図っていくべきである。

イ。保健所における児童虐待の対応についての位置づけや役割が不明確であり、現行の法律を改正して、保健所の役割と、児童相談所や児童養護施設等との連携の方策等について明確化すべきである。

【今後のあり方】(否定的意見)

ウ 母子保健における都道府県保健所の役割は一部であり、主体は市町村となっている。都道府県(保健所)でモデル的に心のケアに関する事業を実施しても、永続的な実施は難しく、事業を継続していくには、市町村の負担を増加させることになってしまうのではないか。

エ 子どもの心のケアに対応できる児童精神科医や児童に詳しい臨床心理士がそもそも少ないため、対応が困難である。

オ 児童相談所において、精神保健福祉士の資格を有する保健師が配置され、他の専門職とともに対応する体制ができており、心のケアを含めて児童虐待の主担当は児童相談所であると考える。児童相談所と、一時的な対応を行う市町村で連携して対応することが重要ではないかと考える。

カ 保健所においては、これまでの母子保健事業との関連が深い「児童虐待予防」の取組を強化していくことが必要であり、心のケアについての対応は児童相談所の充実強化で対応した方がよいと考える。

2. 5つの都道府県・政令指定都市(本庁)の児童虐待担当者に対する聞き取り調査

① 児童養護施設における「心理療法担当職員」の配置に係る対応状況

児童養護施設における「心理療法担当職員」は、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、箱庭療法、遊戯療法及びカウンセリング等を実施し、安心感・安全感の再形成、人間関係の修復等を図り、心的外傷を治療することにより、子どもの自立を支援するために配置される職員であり、平成19年度予算においては、国は、約300カ所の児童養護施設に当該職員の配置に係る補助を行うこととしている。

被虐待児の心のケアを行っていく上で、極めて重要な役割を担っている。

本研究において調査を行った5つの都道府県及び政令指定都市(以下、「5県市」という。)すべてにおいて、管轄地域内の児童養護施設に必要な心理療法担当職員の配置に係る予算措置を講じている状況となっている。

ただし、一施設当たりの予算額は、5県市それぞれ異なっており、国の予算単価に基づいて予算を計上しているところもあれば、独自の単価を設定しているところもあり、金額も、一施設当たり300万円台後半から500万円台までさまざまとなっている。

また、児童養護施設一施設当たりの心理療法担当職員数は、ほぼ「1人」であり、複数の職員を配置しているところはなかった。

心理療法担当職員に係る国の予算措置については、「特に問題はない」と回答するところもあったが、「補助単価は実態に合っていないため引き上げるべき」との回答も多かった。

図5 心理療法担当職員に係る補助の状況

補助の状況	カ所数
全施設に補助	1県市

一部施設に補助	2 県市 (※)
---------	----------

(※)一部の児童養護施設にのみ心理療法担当職員の配置に係る補助を行っている県市に確認したところ、当該全ての県市において「各施設からの要望も踏まえ、心理療法担当職員を配置している施設にはすべて補助を行っている。」と回答しており、心理療法担当職員を配置していながら県市からの補助はない、というような施設はないと考えられる。ただし、心理療法担当職員を配置していない児童養護施設でも、かなりの割合で被虐待児が入所していると考えられ、施設側の判断に委ねるのではなく、県市の方から、配置するよう強く指導していくべきではないかと考える。

② 児童養護施設における「被虐待児個別対応職員」の配置に係る対応状況

児童養護施設における「被虐待児個別対応職員」についても、心理療法担当職員と同様に、被虐待児の心のケアを行う上で重要な役割を担っている。同職員は、豊富な知識と経験を有する主任児童指導員等を被虐待児の個別対応職員とし、個別面接や生活場面での1対1の対応、保護者への援助、他の児童指導員や保育士への助言指導等を行うことで、被虐待児の処遇の充実を図ることを目的として配置される職員であり、平成19年度予算以降、国は、常勤職員を全施設に配置できるよう必要な予算額を計上している。

この被虐待児個別対応職員についての5県市における調査においても、5県市すべてにおいて、心理担当職員と同様に、管轄地域内の児童養護施設に必要な担当職員の配置に係る予算措置を講じている状況となっている。

ただし、一施設当たりの予算額は、これも心

理療法担当職員の場合と同様に、5県市それぞれ異なっており、国の予算単価に基づいて予算を計上しているところもあれば、独自の単価を設定しているところもあり、金額も、一施設当たり100万円台後半から500万円台後半までさまざまとなっている。

また、児童養護施設一施設当たりの被虐待児個別対応職員数は、ほぼ「1人」であり、複数の職員を配置しているところはなかった。

被虐待児個別対応職員に係る国の予算措置については、「特に問題はない」と回答するところもあったが、「補助単価は実態に合っていないため引き上げるべき」との回答も多かった。

図6 被虐待児個別対応職員に係る補助の状況

補助の状況	力所数
全施設に補助	2 県市
一部施設に補助	1 県市 (※)

(※)一部の児童養護施設にのみ被虐待児個別対応職員の配置に係る補助を行っている県市に確認したところ、この場合も、当該全ての県市において「各施設からの要望も踏まえ、被虐待児個別対応職員を配置している施設にはすべて補助を行っている。」と回答しており、同職員を配置していながら県市からの補助はない、というような施設はないと考えられる。ただし、この場合にも、心理療法担当職員と同様に、配置していない児童養護施設に対し、県市の方から、配置するよう強く指導していくべきではないかと考える。

③ 児童養護施設における心理療法担当職員等の支援・援助内容に関するマニュアル等の整備状況

児童養護施設における心理療法担当職員や

被虐待児個別対応職員は、前述のとおり、被虐待児の心のケア等に極めて重要な役割を担っており、国と県市が補助を行って配置を進めている以上、その支援・援助の状況について、一定の把握を行ったり、マニュアルの整備等により、児童養護施設間で被虐待児への支援・援助の内容に差が生じないようにしていく考えがないかどうか確認を行った。

その結果、5県市すべてから、こうした専門職員による被虐待児への支援・援助について、各児童養護施設に委ねており、具体的な業務状況について把握していない、との回答であった。

また、5県市すべてから、支援・援助のマニュアルの整備等も行っていない、との回答であった。

この理由として、多くの担当者からは「心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員が行う業務は専門的かつ個々の入所児童によって異なるものであり、どのような支援・援助を行うかについてマニュアルを整備するというよりも、専門職である個々の担当職員に委ねることが適切である。」との回答であった。

また、個々の被虐待児への支援・援助の状況についての事後報告についても、多くの担当者からは「考えていない。」との回答であった。

たしかに、国においても、こうした専門職員に対する支援・援助内容についてのマニュアルの整備や事後報告・支援援助内容の検証体制を整備していないため、現状では、県市レベルでこれらに対応することは難しいと考えられる。

④ 児童養護施設とそれ以外の専門機関との連携状況

児童養護施設と他の専門機関（保健所、情緒障害児短期治療施設、児童精神科医療機関等）

との間で、入所児童の心のケアに関し連携を行っているかどうか確認したところ、5県市すべてにおいて「特段の連携は行われていない」とのことであった。その理由としては、ほとんどの県市の担当者から、「児童養護施設の側から、こうした連携についての要望がないため」との回答があり、児童養護施設の側にも確認したところ、「入所児童の心のケアに関し、他の専門機関からどのような支援が受けられるのか不明であるため、特に連携を求めることは考えていない」との回答が多かった。

⑤ 心のケアに関する先進的な取組事例

児童養護施設に入所する被虐待児の心のケアのため、心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員の配置以外の独自の施策を紹介したい。

【先進的な取組事例】

《らっこだっこ仲間》

(a)目的

児童虐待を受けて児童養護施設等に入所した児童に対し、感覚統合を用いた集団療法を行うことにより、施設内での適応力を高めるとともに、思春期の問題行動を未然に防ぐことを目的とした事業である。

(b)内容

児童相談所に定期的に通所し、グループ指導により、作業療法士や心理療法士による感覚統合を中心とした集団療法を行っている。原則として月2回程度で1年間行う。

(c)対象者等

児童相談所で継続的に指導を受けている児童（3～8歳の就学前後の児童）及び保護者で、定員は10人程度。

⑤ 児童養護施設に入所する被虐待児の心のケアに関する課題・問題点と今後のあり方

児童虐待担当者から見た課題・問題点や今後のあり方として、以下のような意見が出されている。

ア 児童養護施設に配置されている心理療法担当職員や被虐待児個別対応職員が、施設の中で十分活用されていないところもあるため、適切な活用が図られるよう、児童相談所が助言・指導を行うようにし、これらの専門職員の機能が十分生かされるようにしていく必要がある。

イ 特に、心理療法担当職員については、経験のある人材が不足しており、職員の育成やレベルアップのための研修等を行う必要があるのではないか。

ウ 家族再統合のための「ペアレント・トレーニング」を実施したいとする施設が増えているが、まだこうした取組を行っている近隣施設は少なく、その実施のためのプログラム等について指針のようなものが必要ではないか。

⑥ 情緒障害児短期治療施設について

被虐待児は軽度の情緒障害を有している場合が多いとされ、こうした子どもを治療する施設として、情緒障害児短期治療施設を全ての都道府県に整備し、入所が必要な子どもがいつでも治療を受けられるようにしていくことが必要であると考えられるが、今回聞き取り調査等を行った5県市のうち、2つの県市において、情緒障害児短期治療施設が未整備となっている。未整備の理由を確認したところ、いずれの県市からも、「必要性は認識しているが、財政状況から見て、県立施設での整備は困難であり、民間立といっても、必要なスタッフ、特に児童精神科医の確保が困難であるため、施設整備が

難しい。」との回答があった。

【考察】

あらためて説明するまでもなく、児童虐待は、子どもの生命・健康に重大な影響を及ぼすものであり、絶対にあってはならないことであるが、現実には、全国的に多くの事例が発生しており、現時点でこれを完全に防ぐことは難しい状況にある。

前述のとおり、児童虐待についての行政の取組は、年々充実してきていることは間違いないところであるが、特に児童養護施設に入所している被虐待児の心のケアについては、本調査結果でも明らかのように、必ずしも充実に向けた取組が進んでいるとは言い難い。被虐待児の心のケアは、保健所が所管する母子保健や精神保健の領域であり、保健所において、もっと積極的な対応が行われるべきと考えられるが、現実には、マンパワーや予算確保の問題があり、ほとんどの都道府県で充実が難しく、児童養護施設等との連携も進まない状況にある。

また、児童養護施設に入所する被虐待児の心のケアについても、心理療法担当職員等の配置以外に、独自の施策を積極的に行っている都道府県は多くないとされている。

確かに、国や地方自治体の財政状況は極めて厳しく、税収や地方交付税交付金などの財源が増える見通しが無い中で、被虐待児の心のケアを充実することまでは手が回らない、ということとは理解できないわけではないが、福祉予算の中で優先順位をつけるとした場合、この児童虐待への対応は、最優先の施策のはずであり、他の予算事業の一部の予算をこの心のケアの充実のための事業に充てる、という方法は、不可

能ではないと考えられる。

このために、本調査結果を踏まえ、以下の対応を行うよう提言したい。

ア まず、心のケアの充実のための予算確保が必要不可欠であり、そのためには、担当者レベルでの対応は困難であり、地方自治体のトップ（首長）の強いリーダーシップが必要不可欠である。地方自治体のトップがこの問題に強い関心を持つよう、関係施設や機関が、さまざまな場（例えば、議会での質問やマスコミでの報道等）を活用して、保健所の施策や児童養護施設への補助制度等の充実を積極的に訴えていくべきではないかと考える。

イ 心のケアの充実に係る事業を行っていくためには、予算の確保と併せて「人材確保」が必要不可欠であり、各地方自治体において、児童精神科医や心理療法士等の専門職員の確保に力を入れるべきではないかと考える。（例えば、児童精神科医や臨床心理士の確保のため、奨学資金の支給制度の創設や、公的人材バンク制度の創設、結婚して退職した臨床心理士等の復帰支援事業の創設等が考えられる。）

ウ 被虐待児の心のケアに関わる関係機関・施設における連携が十分行われるようにするには、まずは、こうした関係機関・施設の担当者が定期的集まって、意見交換や指導・助言等を受ける「場」を設けることが重要であり、都道府県や政令指定都市（本庁）の児童虐待担当課が第一歩として、こうした場づくりを進めていくことにより、連携の充実につながっていくのではないかと考える。

【今後の課題】

本研究においては、保健所（母子保健）にお

ける対応については、ある程度の状況が把握できたと考えるが、児童養護施設に入所する被虐待児に対する心のケアの実施状況等については、聞き取り調査等を行った県市が5カ所と少なかつたため、多くを言及できなかった。今後、特に、児童養護施設における被虐待児に対する心のケアの実施状況について、さらに調査対象地域を広げ、深く掘り下げた研究を進めていきたいと考えている。

謝辞

本研究の主旨にご賛同いただきご多忙な中アンケート調査や聞き取り調査等ご協力いただいた都道府県や政令指定都市の担当者の方々、児童養護施設の担当の方々に深く感謝いたします。

【文献】

- 森田喜治：「児童養護施設と被虐待児 施設内心理療法家からの提言」創元社（2006）
- 長谷川真人・堀場純矢：「児童養護施設と子どもの生活問題」三学出版（2005）
- 川崎二三彦：「児童虐待 現場からの提言」岩波書店（2006）
- 村瀬嘉代子監修・高橋利一編：「子どもの福祉とこころ 児童養護施設における心理援助」新曜社（2002）
- 長谷川真人・堀場純矢：「児童養護施設の援助実践」三学出版（2007）
- 太田敬志他編：「子どもたちと育みあうセクシュアリティ 児童養護施設での性と生の支援実践」クリエイツかもがわ（2005）
- 小林美智子・松本伊智朗編著「子ども虐待 介入と支援のはざままで「ケアする社会」の構築に向けて」明石書店（2007）
- 金子恵美：「児童福祉施設等職員の資質向上に関する研究」厚生労働科学研究費補助金・子ども家庭総合研究事業（2006）
- 才村純：「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」厚生労働科学研究費補助金・子ども家庭総合研究事業（2006）
- 徳永雅子：「保健機関における親支援グループの現状と課題」アディクションと家族 Vol.24No.4 301-305,(2008)